

開催
日時

2015年(平成27年)6月24日(水曜日)
午前10時

開催
場所

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー
パークハイアット東京
39階 ボールルーム

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

当日受付(入場)は午前9時より開始いたします。

議案

- 第1号議案 **剰余金処分の件**
- 第2号議案 **定款一部変更の件**
- 第3号議案 **増員取締役1名選任の件**
- 第4号議案 **補欠監査役1名選任の件**

第48回 定時株主総会 招集ご通知

ふやしたいのは、 笑顔です。

Our Vision

～経営理念～

毛髪コンサルタントを使命とし、
お客様に満足頂ける
毛髪文化を創造します。

よりポジティブな生き方、
より美しく輝きのある
ライフスタイルを提唱します。

グローバル・ネットワークで、
最高の品質と最良のサービスを
提供します。

広く社会から信頼される経営を通して、
常に豊かで潤いのある
未来を築いていきます。

ごあいさつ

代表取締役会長兼社長

五十嵐 祥剛



平素より格別のご支援ならびにご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第48回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ぜひともご出席くださいますようお願い申し上げます。

さて、平成26年度（平成27年3月期）につきましては、国内景気は緩やかな回復傾向となりましたが、消費増税による影響もあり、個人消費はやや伸び悩んだように感じております。

今後も毛髪関連商品等に対する関心は高く、潜在的な需要も拡大していくものと考えられます。当社と致しましても、お客様が本当に欲しいと思う商品・サービスを投入することで、業績の拡大につなげていけるものと考えております。

本年度もアートネイチャーグループとして総力を挙げ、「ふやしたいのは、笑顔です。」のモットーの下、株主の皆様にもご満足頂けるよう、日々業務に邁進してまいります。

引き続き一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

● 招集ご通知	3
● 議決権行使のご案内	5
インターネットによる議決権行使のご案内	6
● 提供書面	7
● 事業報告	7
1 企業集団の現況に関する事項	7
2 会社の現況	17
● 連結計算書類	28
● 計算書類	31
● 監査報告書	34
● 株主総会参考書類	37
第1号議案 剰余金処分の件	37
第2号議案 定款一部変更の件	38
第3号議案 増員取締役1名選任の件	40
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	41

証券コード 7823

平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目40番7号

株式会社アートネイチャー

代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**平成27年6月23日（火曜日）午後6時30分まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁から6頁までに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京 39階 ボールルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 増員取締役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての取締役会のその他の決定事項
- (1) 代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法
株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨およびその理由を書面によりご通知ください。
- (3) 議決権の重複行使
- ①書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- ②インターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社のウェブサイト（URL <http://www.artnature.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・連結注記表
- ・個別注記表

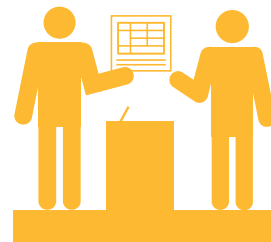
株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（URL <http://www.artnature.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権の行使等についてのご案内

株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

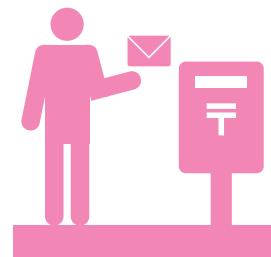
開催日時 平成27年6月24日(水曜日) 午前10時



「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限 平成27年6月23日(火曜日) 午後6時30分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合

議決権行使サイト <http://www.it-soukai.com/>

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

行使期限 平成27年6月23日(火曜日) 午後6時30分まで



インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。
なお、議決権行使サイトは、携帯電話、PHS、スマートフォンを用いたインターネットでは、ご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関するのみ有効です。
次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (3) 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (4) インターネットによる議決権行使により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- (5) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- (1) <http://www.it-soukai.com/>にアクセスしてください。
- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- (3) 画面の案内に従い、平成27年6月23日（火曜日）午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

3. ご利用推奨環境について

- (1) インターネット環境：プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- (2) ブラウザ：Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降
- (3) ソフトウェア：Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降
またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降（画面上で参考書類等をご覧になる場合）
- (4) 画面解像度：横800×縦600ドット（SVGA）以上

*Microsoft®およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

*Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は、米国Adobe Systems Incorporatedの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化通信（SSL128Bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- (1) インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く）
- (2) 上記（1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）（受付時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

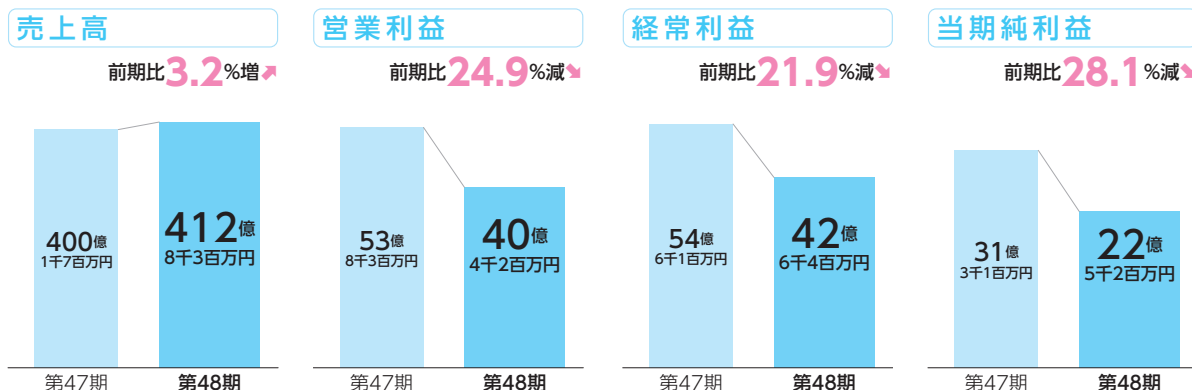
① 全般的概況

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や金融緩和が進み、株価の上昇など景気回復の兆しが見られるものの、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動が長期化していることや、円安による国内物価が上昇していることなどにより個人消費が伸び悩み、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当社ではさらなる成長を目指し、「高いお客様満足度と効率性を両立させた強い営業体制の確立」「高品質・短納期・低コストを実現するグローバルな生産体制の確立」「収益マインドの醸成と生産性向上による盤石な収益構造の確立」「変革にチャレンジする強い人財の育成と働きがいのある職場風土の確立」を基本方針とし、商品開発力の強化や販売スタッフの技術力・接客力・商品提案力の強化によるお客様の定着推進、展示試着会の積極的開催、女性向け既製品ウィッグを販売するジュリア・オージェ店舗の拡大、カンボジア新工場の立ち上げ準備等の諸施策を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は412億8千3百万円(前連結会計年度比3.2%増)となりました。利益については、販売促進関連費用の積極的投下等により営業利益は40億4千2百万円(同24.9%減)、経常利益は42億6千4百万円(同21.9%減)、当期純利益は22億5千2百万円(同28.1%減)と前連結会計年度比増収減益となりました。

(注) 本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられている「企業集団」を意味するものとします。

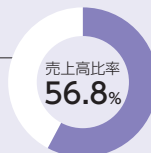


なお、セグメント別の売上高は次のとおりです。

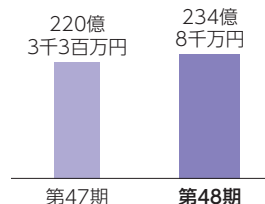
男性向け売上高

売上高 **234**億8千万円(6.6%増 ▲)

男性向け売上高については、お客様担当制強化によるお客様の定着推進、販売スタッフの技術力・接客力・商品提案力の強化によるお客様満足度向上等の諸施策を実施した結果、234億8千万円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。



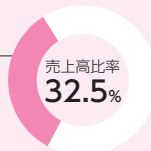
売上高の推移



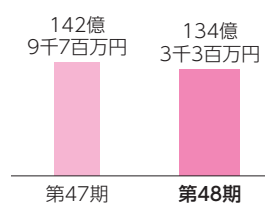
女性向け売上高

売上高 **134**億3千3百万円(6.0%減 ▼)

女性向け売上高については、展示試着会の積極的開催や、販売スタッフのスキル強化、お客様に対する来店フォローの強化と技術力向上による定期来店促進等の諸施策を実施したものの、施策の効果が限定的であったことに加え、消費税増税前の駆け込み需要による反動の影響を克服しきれず、134億3千3百万円（同6.0%減）となりました。



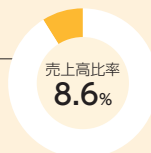
売上高の推移



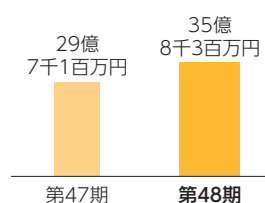
女性向け既製品売上高

売上高 **35**億8千3百万円(20.6%増 ▲)

女性向け既製品ウィッグを販売する「ジュリア・オージェ」の売上高については、ショッピングモール等への新規出店を積極的に実施した結果、35億8千3百万円（同20.6%増）となりました。



売上高の推移



② 資金調達状況

当連結会計年度中に、当社の本社不動産購入資金として、取引金融機関より長期借入金として20億円の資金調達を行いました。

また、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、本契約に基づく資金調達および上記以外の重要な資金調達は行っておりません。

③ 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は57億4千7百万円で、その主なものは次のとおりです。

イ 当連結会計年度中に購入または完成した主要設備

新規出店 5店舗

(いわきLS、一宮LS、高槻店、高槻LS、尼崎LS)

既存店舗の移転 9店舗

(いわき店、藤沢店、松戸LS、名古屋LS、一宮店、岐阜店、岐阜LS、梅田LS、尼崎店)

(注) LSは、「レディースサロン」をいいます。

上記以外に別形態店舗（ジュリア・オージェ、マリーポータ）をあわせて、28店舗出店しております。

その他

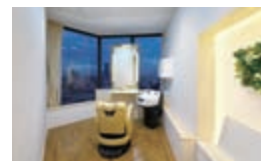
従来賃借していたアートネイチャー本社ビル（事務所用ビル）の土地・建物に関し、賃借契約の期限到来に伴い、平成27年3月に当該不動産を購入いたしました。

ロ 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設

平成27年2月にカンボジアに新工場が完成し、現在、本稼働に向けて製造体制の整備中です。

ハ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。



④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成26年11月4日付で、株式会社三川屋（現名称：株式会社アート三川屋）の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第45期 平成23年度	第46期 平成24年度	第47期 平成25年度	第48期 平成26年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	31,813	35,091	40,017	41,283
営業利益 (百万円)	3,306	4,066	5,383	4,042
経常利益 (百万円)	3,417	4,109	5,461	4,264
当期純利益 (百万円)	1,626	2,310	3,131	2,252
1株当たり当期純利益 (円)	101円69銭	145円75銭	195円13銭	68円22銭
総資産 (百万円)	28,482	32,544	37,754	41,147
純資産 (百万円)	16,015	17,696	21,408	23,012
1株当たり純資産額 (円)	1,010円42銭	1,114円50銭	1,294円23銭	694円79銭

(注) 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第48期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたと仮定して算定しております。

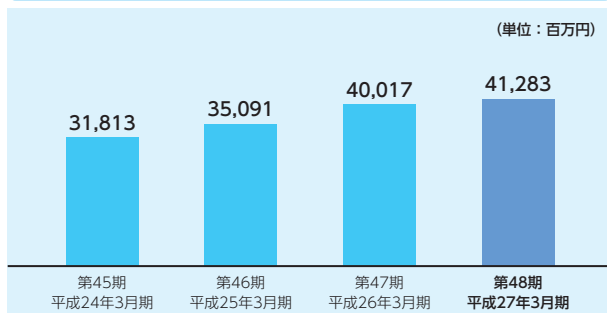
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第45期 平成23年度	第46期 平成24年度	第47期 平成25年度	第48期 平成26年度 (当期)
売上高 (百万円)	31,769	35,012	39,879	41,072
営業利益 (百万円)	3,302	4,088	5,436	4,255
経常利益 (百万円)	3,258	4,114	5,498	4,426
当期純利益 (百万円)	1,473	2,209	3,178	2,174
1株当たり当期純利益 (円)	92円16銭	139円38銭	198円08銭	65円85銭
総資産 (百万円)	29,012	32,806	37,729	40,871
純資産 (百万円)	16,604	18,049	21,789	23,146
1株当たり純資産額 (円)	1,047円60銭	1,137円03銭	1,317円78銭	699円17銭

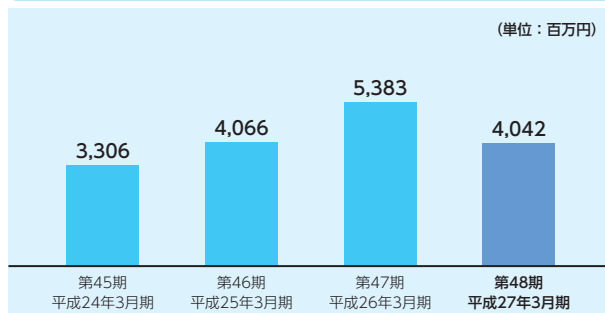
(注) 当社は、平成26年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第48期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたと仮定して算定しております。

連結財務ハイライト

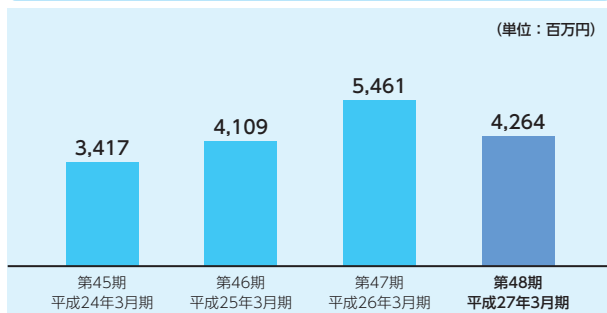
売上高



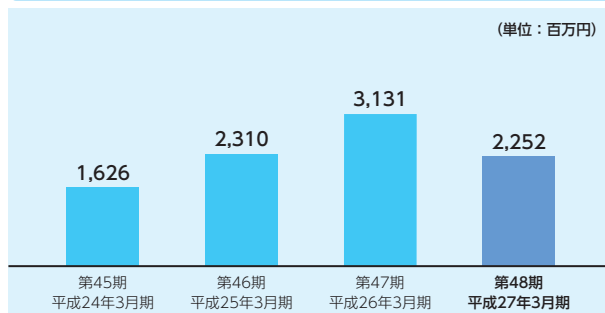
営業利益



経常利益



当期純利益



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ARTNATURE PHILIPPINES INC.	60,000,000 フィリピン・ペソ	100.0%	かつらの製造
ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	260,000,000 フィリピン・ペソ	100.0%	かつらの製造
アイトゥリーファ 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司	43,000,000 中国・人民元	100.0%	毛髪関連製品の販売
ARTNATURE (CAMBODIA) INC.	2,500,000 アメリカ・ドル	100.0%	かつらの製造

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する国内毛髪関連市場は、ストレス社会、高齢化社会の進展、アンチエイジング志向の高まりなどにより需要の拡大が見込めます。一方で、発毛促進や植毛、さらには再生医療等、毛髪業界のみならず、隣接業界との競合関係も厳しさを増していくものと推察されます。こうした環境下において、さらなる成長と企業価値の向上を目指すべく以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

- ①メンズ部門では、業界のトップとしての地位を堅持すべく、お客様担当制を強化し、よりお客様の定着率を高めて、着実な成長を図ります。
- ②レディース部門では、お客様のニーズに応えた新商品の開発や商品提案力・技術力を一層強化することにより、お客様からの信頼とご満足を確認たるものとして、新規のお客様を増やすとともに既存のお客様の定着化を図り、業績向上を目指してまいります。
- ③女性向け既製品ウィッグ（ジュリア・オージェ）部門では、これまでに構築してきた店舗網を基盤として、出店地域に根差した販売施策により、新規のお客様をさらに増やしていくとともに、既存のお客様への販売を促進して、業績の拡大を図ってまいります。
- ④海外市場においては、シンガポールを統括拠点としてASEAN地域のマーケット開拓を進めるとともに、中国での当社ブランドの浸透と潜在需要の掘り起こしを行い、業容の拡大を図ってまいります。
- ⑤お客様のニーズに応えた最高の品質の製品と最良のサービスを開発し、定期的に市場投入すると同時に、ターゲットとするお客様に対し、より効果的な反響が得られるような広告宣伝を展開し、需要の掘り起こしを図ってまいります。
- ⑥当社のオーダーメイドかつらは、フィリピンの子会社（2工場）に加え、平成27年2月に完成したカンボジアの新工場が本格稼働することで3工場による供給体制となります。一方、既製品ウィッグについても中国の製造委託先に加え、ベトナムでの新規委託先や本格稼働するカンボジア工場での製造体制を整え、1カ国集中によるリスクを回避し、より安定的な供給体制を構築してまいります。今後についても、引き続きさらなる生産性の向上や原価低減および納期の短縮化を積極的に進めてまいります。
- ⑦費用面においては、固定費の圧縮により損益分岐点を引下げ、当社グループの収益体質をより強固なものにするために、全社ベースで経費削減に取り組む、効率的な経費の使用により、利益率の向上を図ってまいります。
- ⑧当社では、正社員の約8割に当たる1,894名（平成27年3月31日現在）が理容師または美容師の資格保有者です。これらの従業員に対し、当社の商品知識、技術・サービスの研修はもとより、髪に関する知識、接客マナー、CS（お客様満足度の向上）、コンプライアンス等の研修を定期的を実施し、お客様の信頼をいただき、満足度を高めて当社のリピーターとなっていただくことを目指しております。また、営業以外の部門の従業員についても専門性と互換性を高めるために、教育研修制度の確立と自己研鑽を支援する仕組みを構築し、人材育成の充実を図っております。更には、女性従業員の重要ポストへの配属や育児休暇などワークライフ・バランスの仕組みを積極的に導入するなど、女性の活躍の場を広げていきます。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループの主要事業は、毛髪関連製品の製造・販売およびサービスの提供であり、主要商品・サービスは次のとおりです。

オーダーメイドかつら	ラピーダロイヤル、ラピーダ、HFL（ヘア・フォーライフ）シード、レクア3、アートセラ、フォルテチャーム、プレミアムフォルテ、ミズフランモア、ピュアパンセ、ピュアダリア
増毛	マープナチュレ、マープソニック、マープマツハ、マープینگ
育毛ケア	LABOMO Fourシーズンズプログラムホームケアセット
育毛サービス	LABOMO Fourシーズンズプログラム
理容備品	アートミクロンパウダー、LABOMO
既製品ウィッグ	ジュリア・オージェ、レフィア、エアリーウィッグ、エミュウ



(6) 主要な営業所および工場 (平成27年3月31日現在)

■ 当社

- 本社 東京都渋谷区代々木三丁目40番7号 **A**
- AN第2別館 (東京都渋谷区) **B**
- 商品物流センター (新潟県村上市) **C**

■ 子会社

フィリピン

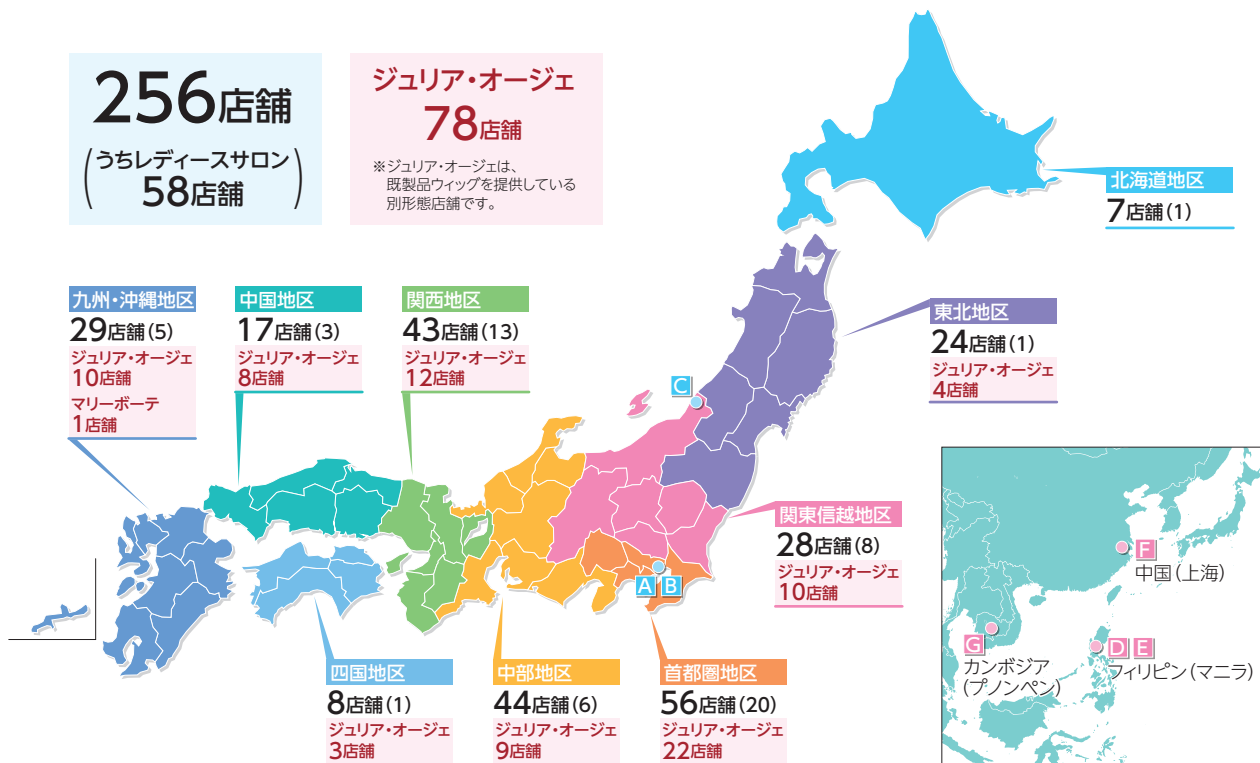
- ARTNATURE PHILIPPINES INC. **D**
- ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. **E**

中国

- アイトゥリーファ 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司 **F**

カンボジア

- ARTNATURE (CAMBODIA) INC. **G**



(7) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
毛髪関連事業	2,918人	479人増
全社（共通）	219人	44人増
合計	3,137人	523人増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、上記従業員の他に、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む）2,616人（期中平均人員）を雇用しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,370人	150人増	38.4歳	8年6ヶ月

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除く）であり、上記従業員の他に、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む）335人（期中平均人員）を雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,000百万円

2 会社の現況 (平成27年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 110,880,000株
 ② 発行済株式の総数 34,341,600株 (自己株式1,116,338株を含む)

(注) 1. 株式分割(平成26年11月1日付で普通株式1対2)の実施により、発行済株式の総数は17,170,200株増加しております。
 2. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は6,000株増加しております。
 ※上記6,000株の内訳は、株式分割前行使分2,400株(株式分割後4,800株)と、株式分割後行使分1,200株となります。

- ③ 株主数 5,192名
 ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 十 嵐 祥 剛	6,237,140 株	18.7 %
有 限 会 社 ア イ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	3,302,000	9.9
塚 本 武	2,550,600	7.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,391,000	4.1
五 十 嵐 啓 介	989,200	2.9
阿 久 津 弘 子	988,000	2.9
石 井 英 昭	979,900	2.9
K A S B A N K C L I E N T A C C R E A I F	938,398	2.8
ア ー ト ネ イ チ ャ ー 社 員 持 株 会	712,722	2.1
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 3 4	686,600	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式を1,116,338株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 なお、自己株式1,116,338株には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式179,100株は含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発 行 決 議 日	平成24年6月21日
新 株 予 約 権 の 数	780個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 156,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
権 利 行 使 期 間	平成26年8月2日から 平成34年7月31日まで
行 使 の 条 件	(注)
役 員 の 保 有 状 況	取締役
	新株予約権の数 195個 目的となる株式数 39,000株 保有者数 4名

- (注) 1.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2.新株予約権者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、新株予約権者が業務上の災害等で死亡した場合は、新株予約権の相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- 3.平成26年11月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	五十嵐 祥 剛	ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役会長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役会長 アイトゥリーフズ 瓊特麗友 (上海) 貿易有限公司 董事長 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長 ARTNATURE (CAMBODIA) INC. 取締役会長 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役会長
取締役 副社長	林 俊 一	コンプライアンス統括室担当 株式会社ビューティーラボトリ代表取締役社長
常務取締役	五十嵐 啓 介	上席執行役員 広告宣伝部長 広告宣伝部・広報部担当 有限会社アイ・コーポレーション代表取締役社長
常務取締役	森 安 寿 一	上席執行役員 メンズ営業本部長兼 レディース営業本部長 メンズ営業本部・レディース営業本部担当
取 締 役	川 添 久 幸	上席執行役員 生産本部長 生産本部担当 ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役社長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役副会長 ARTNATURE (CAMBODIA) INC. 取締役副会長
取 締 役	佐 竹 圭 介	上席執行役員 JO営業本部長兼 JO事業開発部長 JO営業本部担当 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 株式会社アート三川屋 取締役 アイトゥリーフズ 瓊特麗友 (上海) 貿易有限公司 董事 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役
取 締 役	内 藤 功	上席執行役員 経営管理本部長兼 経営企画部長兼 人事部長 経営管理本部担当
取 締 役	長 尾 二 郎	左門町法律事務所 弁護士
常勤監査役	小 林 芳 雄	
監 査 役	佐 野 真	不二綜合法律事務所 弁護士
監 査 役	長谷川 恭 昭	長谷川公認会計士事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役 長尾 二郎は、社外取締役であります。
 2. 監査役 佐野 真および長谷川恭昭は、社外監査役であります。
 3. 監査役 長谷川恭昭は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 長尾 二郎および監査役 佐野 真を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
種房 俊二	平成26年6月24日	任期満了	取締役

③ 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額(千円)
取締役 (内社外取締役)	9人 (1人)	394,593 (3,693)
監査役 (内社外監査役)	3人 (2人)	33,600 (13,200)
合計 (内社外役員)	12人 (3人)	428,193 (16,893)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成24年6月21日開催の第45回定時株主総会において年額700百万円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役7名に対する役員賞与引当金の繰入額150百万円が含まれております。
 4. 上記の報酬等の額とは別に、当事業年度における取締役4名に対するストックオプションによる報酬額3百万円を計上しております。
 5. 上記の報酬等の額とは別に、当事業年度における役員退職慰労金の繰入額54百万円(取締役9名に対して51百万円(内社外取締役1名に対し0百万円)、監査役3名に対して3百万円(内社外監査役2名に対し1百万円))を計上しております。
 6. 上記の報酬等の額にグループ会社役員兼務の取締役に対するグループ会社からの当事業年度の役員報酬等を加えた取締役への支払総額は399百万円となります。
 なお、グループ会社からの退職慰労金はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ 社外取締役に関する事項

取締役 長尾 二郎

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての兼務状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
当社の知りうる限り、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者およびその三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
平成26年6月24日の就任以降、当事業年度開催の13回の取締役会の内、13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて質問、助言を行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。

- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

□ 社外監査役に関する事項

監査役 佐野 真

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての兼務状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者およびその三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の18回の取締役会の内、18回出席し、監査役会は14回開催中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じて質問、助言を行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

監査役 長谷川 恭昭

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての兼務状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者およびその三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の18回の取締役会の内、18回出席し、監査役会は14回開催中14回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じて質問、助言を行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。

- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	39,200
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39,200

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社ARTNATURE PHILIPPINES INC.およびARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.の会計監査はSYCIP GORRES VELAYO & CO.が、^{アイトリニア}瓊特丽友(上海)貿易有限公司の会計監査は、上海錦潤会計師事務所有限公司が、ARTNATURE (CAMBODIA) INC.の会計監査は、Ernst&Young (Cambodia) LTD.が行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とするものとします。

監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認める場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行うことができるものとし、不再任を決定した場合は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会の会議の目的とすることを取締役会に請求します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の構築を目的として、平成18年5月15日開催の取締役会の決議で内部統制基本方針を制定しました。その後当社の内部統制の体制構築・運用状況に応じて定期的に見直しを行っております。直近では平成22年5月13日開催の取締役会の決議で下記の内容に改定いたしました。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役の職務執行は、法令および取締役会規程に従い取締役会が監督するとともに、法令に従い監査役が監査を行い、監査報告書を作成する。
- ロ コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンスに関する基本規程」、「アートネイチャーグループの行動規範」を制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ハ 上記の徹底を図るため、コンプライアンス統括室を設け、グループ会社のコンプライアンスに対する取組みを横断的に統括することとし、取締役および使用人に対する教育を行う。
- ニ 社長直轄部署である監査部は、業務の執行が法令、定款、および社内規程等に則って適正に行われているかを監査するとともに、コンプライアンス統括室と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告するものとする。
- ホ 当社の取締役および使用人が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合、内部通報制度を通じて、コンプライアンス統括室または社外の弁護士に直接報告できる体制を整える。行為の重大性に応じてコンプライアンス統括室あるいは取締役会の指示した関連部署が再発防止策を策定して、全社的にその内容を周知徹底するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ 取締役の職務執行に係る文書または電磁的記録による情報については、法令および文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じて閲覧できるものとする。
- ロ 業務上取り扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「情報システムセキュリティ管理細則」、「インサイダー取引防止規程」、「営業秘密管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運営を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 各本部のリスク管理を統括する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、担当取締役を置く。リスクマネジメント委員会は、定められたリスクマネジメント基本規程に従い、外部環境や経営環境の変化に伴い発生することが予想される様々な全社的リスクに適切に対応するため、リスク管理体制の構築と運用を行う。各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、各部署は自部署のリスクについての管理を行うとともに定期的な見直しを実施する。
- ロ リスクが顕在化した際は危機管理基本規程に従い代表取締役社長を最高責任者とした危機管理対策本部を設置し、損害の拡大防止、速やかな危機の収束を図る。
- ハ 大規模災害時に備えて、「事業継続計画（BCP）規程」に基づき、情報システム・重要な情報のバックアップおよび一定量の棚卸資産の別所での保管等の措置を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともにこの目標に基づく中期経営計画を策定する。また、取締役会はその具体化のため毎期の事業計画と予算を設定する。
- ロ 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムによって迅速に管理会計としてデータ化し、経営企画部が取締役に報告する。
- ハ 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を進め、かつそれぞれの機能強化を図るため、執行役員制度を導入するものとする。
- ニ 組織的かつ効率的な業務遂行のために、各組織並びに各職位の責任と権限を明確にした「職務権限規程」を制定するものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針として、経営理念、社是および「アートネイチャーグループの行動規範」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。
- ロ グループ会社は、関係会社管理規程に従い、事業運営に関する一定の重要事項について当社の経営会議での審議および取締役会への付議若しくは報告を行う。
- ハ 当社の監査部はグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各グループ会社の社長および当社の取締役会・監査役に報告するものとする。当社取締役会および監査役会は、必要に応じて、グループ各社に対して改善を求めるものとする。

- ニ グループ会社の取締役および監査役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、グループ会社のみならず、当社の取締役会および監査役会に報告するものとする。
- ホ 監査役は必要に応じてグループ会社の調査を行うとともに、必要と判断する事項について監査部に調査を依頼することができる。
- ヘ グループ会社の自主性を尊重しつつ、経営企画部は四半期毎に予算および事業計画の執行状況を確認する。
- ト 当社およびグループ会社の主要業務について、定期的に内部統制の有効性について自己点検・自己評価（日常的モニタリング）を行い、重大な問題がある場合は取締役会および監査役会に報告するものとする。取締役会および監査役会は、報告内容を審議し、必要があると認める場合は、当該関係部署の部責またはグループ会社社長に更なる改善措置を求めるものとする。

6 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役職務を補助するため監査役室を設置し、監査役の意見を尊重したうえで監査役室に1名以上の使用人を必要に応じて配置する。

7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ 監査役室に所属する使用人の人事評価は常勤監査役が行う。
- ロ 監査役室に所属する使用人の解任、懲戒、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前の同意を得て行うものとする。
- ハ 監査役室に所属する使用人は取締役からの独立性の確保に留意し、業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

8 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

グループ会社の取締役および使用人は法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- イ 全社的に影響を及ぼす重要事項に関し取締役会が決定した事項
- ロ 監査部による内部監査の結果
- ハ コンプライアンス統括室が運営するコンプライアンス「ほっとライン」への通報状況
- ニ 取締役および使用人が発見した「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」、「重大な法令違反となる行為またはそのおそれのある行為」、「定款に違反するまたはそのおそれのある職務執行の事実」

9 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 監査業務の実効性を高めるため、社外監査役には、弁護士・公認会計士などの専門知識を有する人材を登用するものとする。
- ロ 取締役および監査役は、定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題や会社を取り巻くリスク等、重要課題について意見交換を行う。
- ハ 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および監査部と意見交換を行う。
- ニ 監査役は、法令で定められた会議のほか、必要に応じて、重要な会議に出席できるものとする。
- ホ 監査役より会社情報の提供を求められたときには、取締役および使用人は遅滞なく提供を行うものとする。

10 財務報告の適正性を確保する体制

グループ会社の財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、グループ会社各社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備、運用するとともに、その体制および運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

11 反社会的勢力を排除するための体制

当社は反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当要求にも応じない。不当要求の対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る社内規程等の体制整備を行い、反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

(注) 上記「業務の適正を確保するための体制」につきましては、平成27年3月31日現在のものを記載しております。なお、平成27年5月1日施行の改正会社法の趣旨に則り、同年4月15日開催の取締役会の決議において内容の一部を改定しております。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社が企業価値の維持・向上を実現するためには、中長期的な経営戦略に基づき、商品開発力の強化、人材の育成、グループ経営によるコスト低減、生産性向上を目指した事業展開を実施する等の種々の施策に継続的に取り組むことが必要であり、また取引先、従業員、地域住民等のステークホルダーとの信頼関係を維持していくことが不可欠であると考えております。

上記施策の継続的实施や取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が当社の株式の買付を行う者によって中長期的に確保されない場合は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、上記の施策の継続的な実施、および取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない、即ち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量取得や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって当社に具体的な脅威が発生している訳ではなく、また、当社として、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社としましては、株主・投資家の皆様から負託されました当然の責務として、当社株式取引や株主の異動を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と判断する措置を取るものとします。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否および内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるものとします。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化および将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とします。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては厳しい競合他社との競争に打ち勝っていくため、他社との差別化、営業力強化を図るべく店舗の移転・リニューアル、システム等に有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

単位：千円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度	科 目	当年度	[ご参考] 前年度
資産の部			負債の部		
流動資産	25,233,850	25,852,963	流動負債	11,324,154	11,298,669
現金及び預金	14,288,860	14,690,314	買掛金	354,757	358,818
売掛金	3,794,180	4,950,216	1年内返済予定の長期借入金	400,320	-
有価証券	2,020,739	2,019,818	未払金	1,891,436	2,013,447
商品及び製品	1,918,655	1,511,546	未払法人税等	1,136,133	1,557,281
仕掛品	168,209	124,072	前受金	4,585,853	4,802,951
原材料及び貯蔵品	1,336,416	1,034,979	賞与引当金	815,798	905,878
前払費用	822,983	764,948	役員賞与引当金	150,000	150,000
繰延税金資産	564,894	609,580	商品保証引当金	31,575	31,206
その他	331,134	167,163	ポイント引当金	65,686	67,760
貸倒引当金	△12,223	△19,677	その他	1,892,593	1,411,324
固定資産	15,913,375	11,901,830	固定負債	6,810,205	5,047,176
有形固定資産	11,125,921	6,835,251	長期借入金	1,602,812	-
建物及び構築物	6,244,383	4,062,714	役員退職慰勞引当金	1,232,609	1,202,065
機械装置及び運搬具	42,052	40,591	退職給付に係る負債	2,687,741	2,496,107
土地	3,545,016	2,054,251	資産除去債務	1,144,288	1,067,620
建設仮勘定	605,522	3,986	その他	142,753	281,382
その他	688,946	673,706	負債合計	18,134,359	16,345,845
無形固定資産	734,578	445,670	純資産の部		
その他	734,578	445,670	株主資本	22,745,072	21,308,564
投資その他の資産	4,052,874	4,620,907	資本金	3,663,375	3,662,925
投資有価証券	382,123	843,541	資本剰余金	3,552,020	3,550,447
繰延税金資産	1,258,924	1,329,948	利益剰余金	16,041,854	14,626,624
保証金及び敷金	2,324,734	2,370,793	自己株式	△512,178	△531,433
その他	149,981	140,151	その他の包括利益累計額	215,058	40,643
貸倒引当金	△62,888	△63,527	その他有価証券評価差額金	12,342	3,329
資産合計	41,147,225	37,754,793	為替換算調整勘定	365,565	167,253
			退職給付に係る調整累計額	△162,849	△129,939
			新株予約権	41,650	51,368
			少数株主持分	11,086	8,371
			純資産合計	23,012,866	21,408,947
			負債純資産合計	41,147,225	37,754,793

連結損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

単位：千円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度
売上高	41,283,535	40,017,123
売上原価	11,063,634	10,316,026
売上総利益	30,219,901	29,701,097
販売費及び一般管理費	26,177,431	24,318,052
営業利益	4,042,469	5,383,044
営業外収益	303,700	217,328
受取利息	113,979	90,664
受取配当金	—	1,414
為替差益	65,500	—
投資有価証券評価益	56,744	71,824
その他	67,475	53,426
営業外費用	81,395	138,713
支払利息	180	—
為替差損	—	39,529
支払保証料	61,400	58,271
その他	19,813	40,911
経常利益	4,264,774	5,461,660
特別利益	112,968	1,317
固定資産売却益	949	1,317
受取補償金	112,018	—
特別損失	161,568	57,614
固定資産除却損	71,075	24,121
減損損失	25,872	33,492
訴訟関連費用	64,620	—
税金等調整前当期純利益	4,216,174	5,405,363
法人税、住民税及び事業税	1,882,881	2,458,796
法人税等調整額	78,388	△187,925
少数株主損益調整前当期純利益	2,254,903	3,134,491
少数株主利益	2,421	3,189
当期純利益	2,252,482	3,131,302

連結株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	3,662,925	3,550,447	14,626,624	△531,433	21,308,564
会計方針の変更による累積的影響額			70,435		70,435
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	3,662,925	3,550,447	14,697,059	△531,433	21,378,999
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	450	450			900
剰余金の配当			△907,687		△907,687
当期純利益			2,252,482		2,252,482
自己株式の処分		1,123		19,254	20,377
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	450	1,573	1,344,794	19,254	1,366,072
平成27年3月31日残高	3,663,375	3,552,020	16,041,854	△512,178	22,745,072

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
平成26年4月1日残高	3,329	167,253	△129,939	40,643	51,368	8,371	21,408,947
会計方針の変更による累積的影響額							70,435
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	3,329	167,253	△129,939	40,643	51,368	8,371	21,479,383
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							900
剰余金の配当							△907,687
当期純利益							2,252,482
自己株式の処分							20,377
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9,013	198,312	△32,910	174,414	△9,718	2,715	167,411
連結会計年度中の変動額合計	9,013	198,312	△32,910	174,414	△9,718	2,715	1,533,483
平成27年3月31日残高	12,342	365,565	△162,849	215,058	41,650	11,086	23,012,866

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

単位：千円

科 目	当年度	〔ご参考〕 前年度	科 目	当年度	〔ご参考〕 前年度
資産の部			負債の部		
流動資産	23,573,290	24,471,321	流動負債	11,143,620	11,087,921
現金及び預金	13,040,627	13,627,660	買掛金	445,956	322,514
売掛金	3,816,876	4,950,787	1年内返済予定の長期借入金	400,320	—
有価証券	2,020,739	2,019,818	リース債務	190,020	232,371
商品	1,865,772	1,491,115	未払金	1,756,014	1,971,440
貯蔵品	1,203,369	913,689	未払費用	874,182	746,315
前払費用	725,522	717,382	未払法人税等	1,129,551	1,551,276
繰延税金資産	560,357	595,918	未払消費税等	552,832	168,207
その他	631,151	398,715	前受金	4,545,622	4,778,800
貸倒引当金	△291,125	△243,765	預り金	175,589	150,133
固定資産	17,297,731	13,258,240	賞与引当金	815,783	905,878
有形固定資産	9,940,094	6,341,743	役員賞与引当金	150,000	150,000
建物	5,786,678	3,665,657	商品保証引当金	31,575	31,206
構築物	42,295	46,397	ポイント引当金	65,686	67,760
機械及び装置	854	992	その他	10,482	12,016
車両運搬具	36	67	固定負債	6,580,813	4,852,550
工具器具備品	321,454	235,306	長期借入金	1,599,680	—
土地	3,453,428	1,973,518	リース債務	41,826	211,737
リース資産	335,346	419,804	退職給付引当金	2,461,482	2,301,482
無形固定資産	485,705	443,367	役員退職慰労引当金	1,232,609	1,202,065
ソフトウェア	357,362	299,302	資産除去債務	1,144,288	1,067,620
リース資産	45,813	65,902	その他	100,927	69,645
その他	82,529	78,162	負債合計	17,724,434	15,940,472
投資その他の資産	6,871,930	6,473,129	純資産の部		
投資有価証券	382,123	843,541	株主資本	23,092,595	21,734,392
関係会社株式	1,852,104	1,976,215	資本金	3,663,375	3,662,925
出資金	830	870	資本剰余金	3,552,020	3,550,447
長期貸付金	1,128,178	11,768	資本準備金	3,550,875	3,550,425
長期前払費用	6,003	6,186	その他資本剰余金	1,144	21
繰延税金資産	1,187,271	1,261,658	利益剰余金	16,389,377	15,052,452
保証金及び敷金	2,287,328	2,345,435	利益準備金	88,300	88,300
会員権	90,980	90,980	その他利益剰余金	16,301,077	14,964,152
貸倒引当金	△62,888	△63,527	別途積立金	3,000,000	3,000,000
資産合計	40,871,022	37,729,562	繰越利益剰余金	13,301,077	11,964,152
			自己株式	△512,178	△531,433
			評価・換算差額等	12,342	3,329
			その他有価証券評価差額金	12,342	3,329
			新株予約権	41,650	51,368
			純資産合計	23,146,588	21,789,090
			負債純資産合計	40,871,022	37,729,562

損益計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

単位：千円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度
売上高	41,072,004	39,879,114
売上原価	11,274,378	10,537,959
売上総利益	29,797,625	29,341,154
販売費及び一般管理費	25,541,860	23,904,236
営業利益	4,255,764	5,436,917
営業外収益	306,011	225,554
受取利息	114,070	91,741
受取配当金	—	1,414
為替差益	66,793	—
投資有価証券評価益	56,744	71,824
その他	68,402	60,574
営業外費用	135,296	164,006
支払利息	180	—
為替差損	—	34,941
貸倒引当金繰入額	54,175	34,065
支払保証料	61,400	58,271
その他	19,538	36,727
経常利益	4,426,479	5,498,466
特別利益	112,018	—
受取補償金	112,018	—
特別損失	439,281	55,977
固定資産除却損	64,896	22,485
減損損失	18,948	33,492
子会社株式評価損	290,816	—
訴訟関連費用	64,620	—
税引前当期純利益	4,099,215	5,442,488
法人税、住民税及び事業税	1,858,150	2,450,513
法人税等調整額	66,887	△186,721
当期純利益	2,174,177	3,178,696

招集ご通知

議決権行使のご案内

提供書面

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

単位：千円

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
平成26年4月1日残高	3,662,925	3,550,425	21	3,550,447	88,300	3,000,000	11,964,152	15,052,452
会計方針の変更による累積的影響額							70,435	70,435
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	3,662,925	3,550,425	21	3,550,447	88,300	3,000,000	12,034,587	15,122,887
事業年度中の変動額								
新株の発行	450	450		450				-
剰余金の配当							△907,687	△907,687
当期純利益							2,174,177	2,174,177
自己株式の処分			1,123	1,123				-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	450	450	1,123	1,573	-	-	1,266,489	1,266,489
平成27年3月31日残高	3,663,375	3,550,875	1,144	3,552,020	88,300	3,000,000	13,301,077	16,389,377

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日残高	△531,433	21,734,392	3,329	3,329	51,368	21,789,090
会計方針の変更による累積的影響額		70,435				70,435
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高	△531,433	21,804,827	3,329	3,329	51,368	21,859,525
事業年度中の変動額						
新株の発行		900				900
剰余金の配当		△907,687				△907,687
当期純利益		2,174,177				2,174,177
自己株式の処分	19,254	20,377				20,377
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			9,013	9,013	△9,718	△705
事業年度中の変動額合計	19,254	1,287,767	9,013	9,013	△9,718	1,287,062
平成27年3月31日残高	△512,178	23,092,595	12,342	12,342	41,650	23,146,588

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中
新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 □ 依 里[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意思表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートネイチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中
新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 湯 浅 信 好^①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 依 里^①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告をいたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）についても検討いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役並びに当社監査部と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

平成27年5月18日

株式会社アートネイチャー 監査役会

常勤監査役 小林 芳 雄 ㊟

社外監査役 佐野 真 ㊟

社外監査役 長谷川 恭 昭 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化、および将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第48期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、当期の経営成績等を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円

なお、この場合の配当総額は498,378,930円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第25条(取締役の責任免除)第2項および第32条(監査役の責任免除)第2項に所定の変更を行うものであります。

なお、本変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を第33条に新設するものであります。

(3) 上記変更に併せて、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第25条 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第25条 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(会社法第2条第15号イで定義される「業務執行取締役等」であるものを除く。)</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の責任免除) 第32条 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第32条 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第33条～第36条</p>	<p>(補欠監査役の選任等)</p> <p>第33条 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第27条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、第28条の規定のとおりとする。</p> <p>4 補欠監査役を選任した場合、その選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時、又は、補欠監査役が監査役に選任された時、の何れか早い時までとする。</p> <p>第34条～第37条</p>

第3号議案 増員取締役1名選任の件

当社経営基盤およびガバナンスの強化の観点より、増員取締役1名の選任をお願いするものであります。

増員取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
小橋川保子 (昭和40年7月9日生)	平成2年10月 中央新光監査法人入所 平成13年2月 公認会計士登録 小橋川会計事務所開業(現任) 平成18年6月 みかさ監査法人設立(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小橋川保子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小橋川保子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として長年培ってきた専門的な知識と豊富な経験ならびに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、小橋川保子氏が選任された場合には、小橋川保子氏との間で、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、小橋川保子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. なお、小橋川保子氏の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了の時となる平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本選任は、第2号議案が承認されることを条件としております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
長谷川裕昭 (昭和45年1月30日生)	平成6年10月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成11年7月 長谷川公認会計士事務所開業(現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長谷川裕昭氏は、社外監査役の要件を満たしております。
3. 当社は、長谷川裕昭氏が公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有されていることから、社外監査役としての職務も適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、長谷川裕昭氏が社外監査役に就任した場合には、長谷川裕昭氏との間で、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

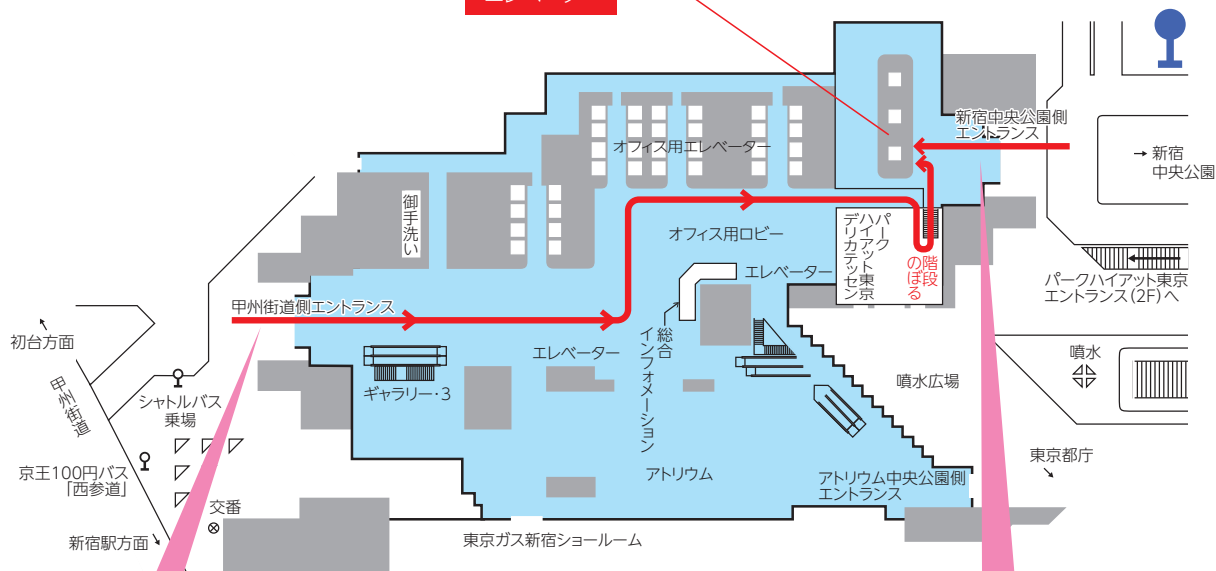
パークハイアット東京 会場ご案内図

会場：
39階 ボールルーム

新宿WEバス
「パークハイアット東京前」



会場への
エレベーター



新宿駅
京王新線初台駅 より

新宿WEバス
「パークハイアット東京前」
都営大江戸線都庁前駅 より

● 株主総会会場のご案内

会場 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京
 39階 ボールルーム

交通のご案内

- JR線・小田急線 **新宿駅** 下車 **南口** …………… 徒歩約13分
- 京王新線 **初台駅** 下車 **東口** …………… 徒歩約10分
- 都営大江戸線 **都庁前駅** 下車 **A4出口** …………… 徒歩約7分



会場付近略図



◀◀◀ 39階 ボールルームへの
 フロア案内図は、
 前ページをご覧ください。

新宿駅から 「WEバス」が便利です。

新宿駅西口 京王バス21番乗場より
 新宿WEバス 西ルート乗車

「パークハイアット東京前」下車 (5~10分で到着)

時刻表	8時	29	37	45	54		
	9時	3	12	21	30	39	48

運賃100円

UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の
 考えに基づいた
 見やすいデザインの文字を
 採用しています。

